

福岡県公報

平成17年12月19日
第2475号

目 次

告 示 (第2457号-第2466号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	3
公 告		
○屋外広告物講習会の開催	(公園街路課)	4
○一般競争入札の実施	(河川課)	4

告 示

福岡県告示第2457号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 教楽来
- 2 区域の所在地 大牟田市大字教楽来
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

0	市	大字	字	地 番	標柱番号
大牟田	教 楽 来	権 現 堂	1117番		1号及び2号
			1125番		3号
			1164番		4号
		小 石	1165番地先道路敷		5号
			1172番1地先道路敷		6号
			1174番地先道路敷		7号
			宮ノ下	967番1地先道路敷	8号

福岡県告示第2458号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 サニー那珂川店
 - (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄3丁目113番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第2459号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル上三緒店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市大字上三緒字神田1-7 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第2460号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡宮田町大字本城字久木734、735、736及び737

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鞍手郡宮田町大字磯光1594番地12

有限会社ケイ・エヌ・エス 代表取締役 川口 誠

福岡県告示第2461号

次に掲げる病院は、平成17年12月1日付けで、救急病院を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地
住吉外科病院	福岡市博多区千代1-24-7

福岡県告示第2462号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字萩浦字神ノ松94-1、94-3、95-1、96、97、98-1及び98-2並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市大字神在1378番地3

田中 昭

福岡県告示第2463号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	天野一志
鞍手郡小竹町大字御徳115番地の3	グループホーム咲いた	吉田信一
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	松尾陽子

福岡県告示第2464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

甘木	一般国道	386号	前	朝倉郡杷木町大字久喜宮 1048番1先から 同郡同町大字久喜宮1076番 1先まで	13.0 ～ 22.5	185.0
			後	同上	10.0 ～ 21.0	185.0

福岡県告示第2465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
甘木	一般国道	322号	前	甘木市大字下渕723番4先 から 同市大字下渕723番1先ま で	8.0 ～ 14.4	105.0
			後	同上	12.4 ～ 27.4	105.0

福岡県告示第2466号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行なった者の名称	調査を行なった期間	成果の名称	調査を行なった地域	認証年月日
瀬高町	平成15年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字長田の一部	平成17年12月2日
瀬高町	平成15年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字太神の一部	平成17年12月2日

公 告

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
平成18年2月3日	午前9時50分から 午後5時30分まで	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁 3階 講堂

2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成18年2月3日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

- (1) 受講の申込方法
 - ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙による。）を添えて、最寄りの県土木事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成18年1月11日（水曜日）から同月24日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成18年1月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続その他の問い合わせは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土木事務所に行うこと。

公告

県有財産（土地）を一般競争入札により次のとおり売却します。

平成17年12月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 入札参加者の資格

成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ない者は、入札に参加できない。

2 売却物件（土地）

所在及び地番	地目	地積（平方メートル）		参考価格
		公簿	実測	
前原市大字池田字前川原830番2	宅地	138.00	138.00	3,760,000円

3 現地説明会の日時及び場所

平成17年12月26日（月）午前10時30分から現地において行う。

4 入札及び開札の日時

(1) 入札は平成18年1月10日（火）午前10時30分（受付開始午前10時）から行う。

(2) 開札は入札後直ちに行う。

5 入札及び開札の場所

前原市浦志2丁目3番1号

福岡県前原土木事務所（福岡県糸島総合庁舎）3階入札室

6 入札者心得及び売買契約条項を示す場所

福岡県前原土木事務所総務企画課（電話 092-322-2961）

福岡県土木部河川課（電話 092-643-3666）

7 入札保証金

入札者は、入札の際、入札見積額の100分の5以上の現金又はこれに代わる担保を、入札保証金として県に納入しなければならない。

8 売買契約の締結日

落札決定の場合、落札決定の翌日から起算して7日以内に契約書を取り交わす。

9 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約金額の100分の10以上の現金又はこれに代わる担保を契約保証金として県に納入しなければならない。

10 条件

(1) 落札者は、土地売買契約締結後、当該契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に使用してはならない。

(2) (1)の条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

11 入札保証金の帰属

落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

12 売買物件の所有権移転

売買代金が完納されたことを県が確認した後に、落札者の請求により、県が登記の手続を行う。

13 売買物件の引渡し

物件の引渡しは現状のまます。

14 入札参加に必要なもの

(1) 入札保証金

(2) 1に該当しないことの誓約書（法人にあっては登記簿謄本）

(3) 委任状及び委任者の印鑑証明書（他人の代理人として入札に参加する場合に限る。）

(4) 共有に関する申出書、他の共有希望者の委任状及び印鑑証明書（共有名義へ所有権移転を希望する場合に限る。）

印鑑

15 その他の事項

(1) 入札参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 現地説明会に不参加の者が入札に参加した場合、現地説明会における各種説明事項については既に了知しているものとみなす。

(3) 入札結果（落札価格、落札者名等）の問い合わせがあった場合は、情報の提供を行うことがある。

(4) 参考価格は、入札の参考にするため、近隣の取引事例などに基づき算出したものである。

(5) 入札保証金の返還を受ける際に、200円の収入印紙が2、3枚必要になるので、持参すること。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)